

# 定 款

株式会社ミロク

高知県南国市篠原537番地1

# 定 款

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条 (商 号)

当会社は、株式会社ミロクと称し、英文では Miroku Corporation と表示する

### 第 2 条 (目 的)

当会社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする

- (1) 各種猟銃製造修理ならびに販売
- (2) 各種精密機械器具製造修理ならびに販売
- (3) 一般産業機械製造修理ならびに販売
- (4) 輸送用機械器具部品製造修理ならびに販売
- (5) 木工製品の製造ならびに販売
- (6) 金属の精密切削加工ならびに製品の販売
- (7) 武器等の製造修理ならびに販売
- (8) 各種捕鯨砲製造修理ならびに販売
- (9) 民生用火器製造修理ならびに販売
- (10) 土地および公園施設の開発
- (11) 不動産の賃貸および管理
- (12) 前各号に付帯する一切の事業

### 第 3 条 (本店の所在地)

当会社は、本店を南国市におく

### 第 4 条 (機 関)

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

### 第 5 条 (公告方法)

当会社の公告方法は、電子公告により行う ただし、事故その他やむを得ない事

由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う

## 第 2 章 株 式

### 第 6 条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、1,200万株とする

### 第 7 条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は、100株とする

### 第 8 条 (単元未満株式についての権利)

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 第10条に定める請求をする権利

### 第 9 条 (株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人をおく

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する

3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない

### 第 10 条 (単元未満株式の買増し)

当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる

### 第 11 条 (基 準 日)

当会社は、毎年10月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする

2 本定款に定めるほか、必要あるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる

#### 第 12 条 （株式取扱規則）

当会社の株式および新株予約権に関する取扱いならびに手数料、株主の権利行使に際しての手続等は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による

### 第 3 章 株 主 総 会

#### 第 13 条 （招 集）

当会社の定時株主総会は、毎年 1 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する

#### 第 14 条 （招集権者および議長）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる

#### 第 15 条 （電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする

#### 第 16 条 （決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う

2 会社法第309条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う

#### 第 17 条 （議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる

2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない

## 第4章 取締役および取締役会

### 第18条 (員 数)

当会社の取締役は、12名以内とする

### 第19条 (選任方法)

取締役は、株主総会において選任する

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする

### 第20条 (任期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする

### 第21条 (代表取締役および役付取締役)

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する

2 取締役会は、その決議によって役付取締役若干名を選定することができる

### 第22条 (取締役会の招集権者および議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる

### 第23条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の7日前までに各取締役および各監査役に対して発する ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる

2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる

### 第24条 (取締役会の決議方法等)

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う

2 当会社は、取締役会の決議事項について取締役（当該決議事項について議決に加わることができるるものに限る）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない

#### 第 25 条 （取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による

#### 第 26 条 （報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める

#### 第 27 条 （取締役の責任免除）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする

### 第 5 章 監査役および監査役会

#### 第 28 条 （員 数）

当会社の監査役は、5名以内とする

#### 第 29 条 （選任方法）

監査役は、株主総会において選任する

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う

#### 第 30 条 （任期期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする

### 第 31 条 (常勤の監査役)

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する

### 第 32 条 (監査役会の招集通知)

監査役会の招集通知は、会日の 7 日前までに各監査役に対して発する ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる

### 第 33 条 (監査役会の決議方法)

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、その過半数をもって行う

### 第 34 条 (監査役会規則)

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による

### 第 35 条 (報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める

### 第 36 条 (監査役の責任免除)

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする

## 第 6 章 計 算

### 第 37 条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年11月 1 日から翌年10月31日までの 1 年とする

### 第 38 条 (剰余金の配当等の決定機関)

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、取締役会の決議によって定める

### 第 39 条 (剰余金の配当の基準日)

当会社の期末配当の基準日は、毎年10月31日とする

- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 4 月 30 日とする

- 3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる

第 40 条 (配当金の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする

2023年1月27日